

広島県水道広域連合企業団 I C T活用工事実施要領

令和6年4月1日 制定

令和6年6月1日 改正

第1 趣旨

本要領は、広島県水道広域連合企業団が発注する工事において、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用することで、建設産業の生産性向上の実現を目的とする「I C T活用工事」の実施に関し必要な事項を定める。

第2 定義

I C T活用工事とは、次の施工プロセスの全ての段階でI C Tを活用する工事を基本とする。

簡易型I C T活用工事とは、次の2、4及び5の段階で活用を必須とし、1、3の段階で受注者の希望によりI C T施工技術の活用を選択し、I C Tを部分的に活用する工事を基本とする。

- 1 3次元起工測量
- 2 3次元設計データ作成
- 3 I C T建設機械による施工
- 4 3次元出来形管理等の施工管理
- 5 3次元データの納品

第3 I C T活用工事（共通）

1 I C T活用工事の実施方法

(1) 発注における入札公告等

入札公告及び特記仕様書に当該工事がI C T活用工事の対象工事である旨を記載する。

(2) 発注型式

次のア〜ウによるものとする。ただし、災害復旧工事は基本的にI C T活用工事として発注しないこととする。

なお、I C T活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、I C T活用工事として事後設定できるものとし、I C T活用工事設定後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

ア 発注者指定型

I C T活用工事の実施を必須とする。

イ 発注者指定（簡易）型

簡易型I C T活用工事の実施を必須とする。

なお、契約後、受注者の希望がある場合、I C T活用工事に変更することも可能とする。

ウ 受注者希望型

契約後、受注者の希望がある場合、I C T活用工事又は簡易型I C T活用工事を実施することを可能とする。

2 ICT活用工事の実施の推進のための措置

(1) 総合評価落札方式における加点措置

ICT活用工事の施工実績を総合評価において加点評価する。

(2) 工事成績評定における措置

ア 評価項目

施工プロセスの各段階でICTを活用した場合、発注型式に関わらず、創意工夫【施工】において該当する項目で加点評価する（ICT活用による加点は最大2点の加点とする）。

☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）。※本項目は1点の加点とする。

☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。※本項目は2点の加点とする

イ 工事目的物でICTを活用しない場合

ICT活用工事において、工事目的物でICTを活用しない工事の成績評定点については、上記2(2)アでの加点対象とせず、併せて次の(ア)～(ウ)を標準として減点を行うものとする。ただし、2(2)ウ(ア)～(ウ)に該当する場合は、減点対象としない。

(ア) 発注者指定型

受注者の責で工事目的物においてICTを活用（上記第2の1～5の全て）しない場合は、契約不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

(イ) 発注者指定（簡易）型

受注者の責で工事目的物においてICTを活用しない場合は、契約不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

なお、受注者の希望があり実施を選択した施工プロセスにおいて、ICTを活用しない場合は、工事成績評定における減点を行わない。

(ウ) 受注者希望型

工事成績評定における減点を行わない。

ウ 減点対象外

次については、減点対象としない。

(ア) 起工測量において、前工事での3次元納品データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量。

(イ) 施工現場の環境条件が原因で、ICT建設機械による施工が困難となる場合の従来型建設機械による施工。

(ウ) 冬季の降雪・積雪によって面管理が実施できない場合等の断面及び変化点の計測による出来形管理及び降雪・積雪による施工後の現況計測未実施。

(3) 優良建設工事等表彰における措置

表彰対象工事においてICT活用工事又は簡易型ICT活用工事の実施を加点評価する。

3 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民を対象とした見学会の開催を随時検討するものとする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間で協議し、定めるものとする。

第4 ICT活用工事（土工）※土工量 1,000m³ 以上

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における土工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（土工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（土工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの項目を参照すること。

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の1～3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、土工量 1,000m³ 以上で、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル2工種）とする。

(ア) 河川土工、海岸土工、砂防土工

- ・掘削工（河床等掘削含む）
- ・盛土工
- ・法面整形工

(イ) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

イ 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定型とする。ただし、C I M推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事は、次の条件によらず発注者指定型とする。

ア 土工量 1,000m³ 以上かつ予定価格（消費税を含む）1 億円以上

イ 土工量 5,000m³ 以上

なお、次の 2 (2)、(3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定（簡易）型とする。

ア 土工量 1,000m³ 以上 5,000m³ 未満かつ予定価格（消費税を含む）5 千万円以上 1 億円未満

イ 土工量 2,000m³ 以上 5,000m³ 未満かつ予定価格 5 千万円未満

なお、次の 2 (3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

土工量 1,000m³ 以上 2,000m³ 未満かつ予定価格（消費税を含む）5 千万円未満の工事を原則、受注者希望型とする。

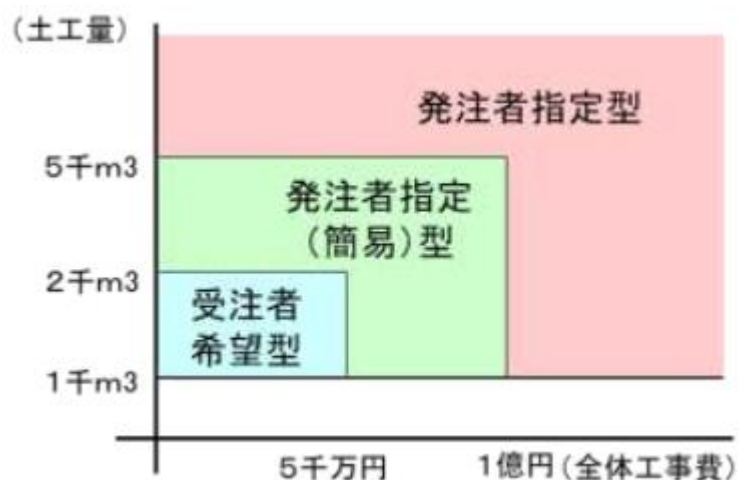


図 発注型式イメージ（土工 1,000m³ 以上）

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の 4－1 に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の 4－2 に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、当初設計において I C T の活用に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、当初設計において I C T の活用（上記第 4 の 1 (1) エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C T を活用（上記第 4 の 1 (1) ア、ウ）する場合、I C T を活用する項目について、各段階の I C T の活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C T を活用する場合、I C T を活用する項目について、各段階の I C T の活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による 2 次元の設計データを使用し I C T 活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成に係る費用を計上せず、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データの作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3 次元起工測量及び 3 次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

(エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

エ 掘削工（又は河床等掘削工）における建設機械の稼働実績の確認（共通）

掘削工（又は河床等掘削工）の I C T 建設機械による施工は、当面の間、I C T 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（I C T 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の25%（砂防土工の場合は50%）を土木工事標準積算基準書の「掘削（ICT）〔ICT建機使用割合100%〕」（砂防土工の場合は「掘削（砂防）（ICT）〔ICT建設機械使用割合100%〕」又は、河床等掘削工の場合は河床等掘削（ICT）〔ICT建機使用割合100%〕）の施工数量として変更するものとする。

第5 ICT活用工事（土工1,000m³未満）※1,000m³未満

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における土工1,000m³未満

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（土工1,000m³未満）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事とする。

ア 従来手法（選択）

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの項目を参照すること。

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（土工1,000m³未満）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、土工量1,000m³未満で、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル2工種）及び(ウ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル3工種）とする。

(ア) 河川土工、海岸土工

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・法面整形工

(イ) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

(ウ) 側溝工

暗渠工

イ 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

(1) 発注者指定型

C I M推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事は、発注者指定型とする。

(2) 受注者希望型

土工量 1,000m³ 未満全ての工事を原則、受注者希望型とする（土工量 500m³ 未満かつ予定価格（消費税を含む）1千万円未満の工事を除く）。

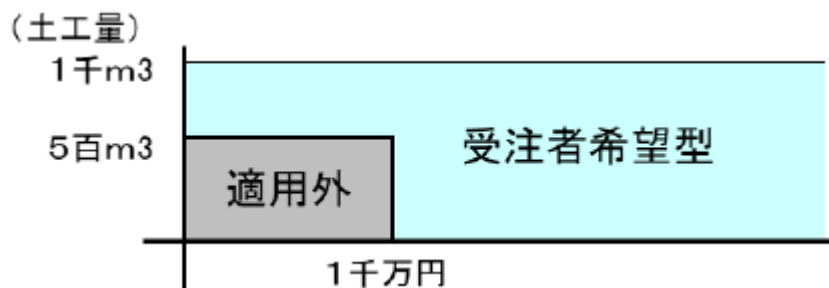


図 発注型式イメージ（土工 1,000m³ 未満）

3 I C T活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてI C Tの活用に係る経費を計上するものとする。

(イ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありI C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階のI C Tの活用に係る経費を「I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しI C T活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量・3次元設計データの作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データの作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、費用は計上しない。ウ 掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の25%を「ICT活用工事（土工1,000m³未満）実施要領 国土交通省」の「土工（1,000m³未満）（ICT）」の施工数量として変更するものとする。

第6 ICT活用工事（小規模土工）

1 ICT活用工事

小規模土工とは、次のア、イに該当する作業内容とする。

ア 1箇所当りの施工土量が100m³程度までの掘削、積込及びそれらに伴う運搬作業

イ 1箇所当りの施工土量が100m³程度まで、又は平均施行幅2m未満の床掘及びそれに伴う埋め戻し、舗装版破碎積込（舗装厚5cm以内）、運搬作業。また、適用土質は、土砂（砂質土、砂、粘性土及び礫質土）とする。

なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

(1) ICT活用工事における小規模土工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（小規模土工）とするが、次のイ及びオの段階で活用を必須としア、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（小規模土工）とする。

ア 従来手法（選択）

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 該当なし

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（小規模土工）実施要領 国土交通省」の1～3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル2工種）とする。

(ア) 河川土工、海岸土工

・掘削工

(イ) 道路土工

・掘削工

イ 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

受注者希望型

全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（小規模土工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（小規模土工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（小規模土工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元設計データの作成費用

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元設計データの作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元設計データの作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。また、3次元起工測量を実施した場合は、3次元設計データの作成費用と同様に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、費用は計上しない。

エ 掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の25%を「ICT活用工事（小規模土工）積算要領 国土交通省」の「小規模土工(ICT)」の施工数量として変更するものとする。

第7 ICT活用工事（舗装工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における舗装工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（舗装工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（舗装工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの項目を参照すること。

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（舗装工）実施要領 国土交通省」の1～3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「舗装工事」を原則とし、舗装面積1,000m²以上の工事とし、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の舗装面積で判断するものとする。

ア 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、次の「表ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工種及び種別（工種体系ツリーにおけるレベル2工種とレベル3種別）とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別
舗装 水門	舗装工	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工
築堤・護岸 堤防・護岸 砂防堰堤	付帯道路工	排水性舗装工 透水性舗装工 グースアスファルト舗装工 コンクリート舗装工

イ 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定型とする。ただし、C I M推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事は、上記の条件によらず発注者指定型とする。

ア 舗装面積 2,000m² 以上かつ予定価格（消費税を含む）1.3 千万円以上

イ 舗装面積 1,000m² 以上 2,000m² 未満かつ予定価格（消費税を含む）3.5 千万円以上

なお、次の 2 (2)、(3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定（簡易）型とする。

ア 舗装面積 1,000m² 以上 2,000m² 未満かつ予定価格（消費税を含む）1.3 千万円以上 3.5 千万円未満

イ 舗装面積 2,000m² 以上かつ予定価格（消費税を含む）1.3 千万円未満

なお、次の 2 (3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

舗装面積 1,000m² 以上 2,000m² 未満かつ予定価格（消費税を含む）1.3 千万円未満の工事を原則、受注者希望型とする。

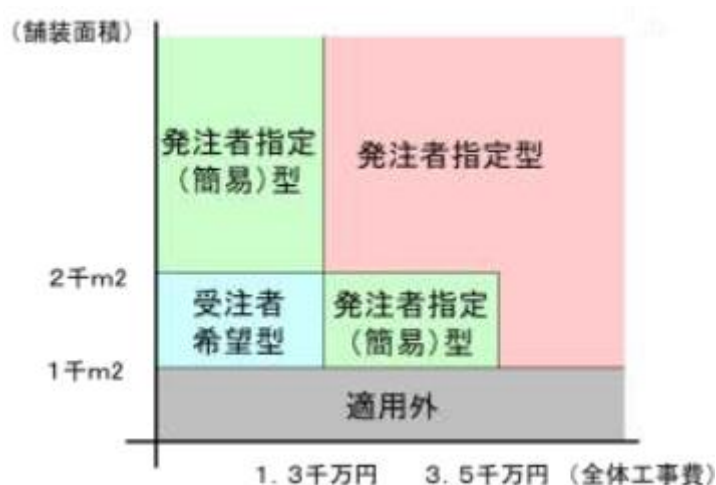


図 発注型式イメージ（舗装工）

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（舗装工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（舗装工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、当初設計において I C T の活用に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、当初設計において I C T の活用（上記第 7 の 1 (1) エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C T を活用（上記第 7 の 1 (1) ア、ウ）する場合、I C T を活用する項目について、各段階の I C T の活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C T を活用する場合、I C T を活用する項目について、各段階の I C T の活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による 2 次元の設計データを使用し I C T 活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3 次元起工測量及び 3 次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

(エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第8 ICT活用工事（河川浚渫）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における河川浚渫

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（河川浚渫）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「しゅんせつ工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル2工種）とする。

・浚渫工（バックホウ浚渫船）

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

予定価格（消費税を含む）1億円以上を原則、発注者指定型とする。

ただし、CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事は、上記の条件によらず発注者指定型とする。

なお、次の2(2)、(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

土工量10,000m³以上かつ予定価格（消費税含む）1億円未満の工事を原則、発注者指定（簡易）型とする。

なお、次の2(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

土工量 10,000m³ 未満かつ予定価格（消費税を含む）1 億円未満の工事を原則、受注者希望型とする。

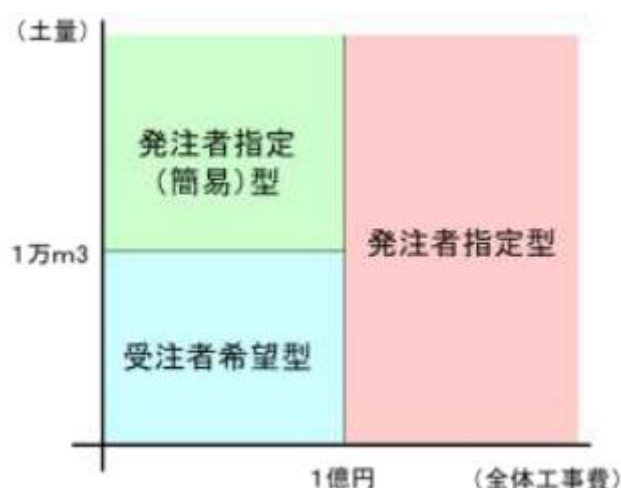


図 発注型式イメージ（河川浚渫）

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（河川浚渫）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（河川浚渫）積算要領 国土交通省」に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第8の1(1)ア、ウ）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（河川浚渫）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（河川浚渫）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3

次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

- (ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。
- (イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。
- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第9 ICT活用工事（作業土工（床掘））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における作業土工（床掘）

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（作業土工（床掘））とするが、次のイ及びオの段階で活用を必須とし、アの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（作業土工（床掘））とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 該当無し

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、ICT土工を実施している工事とする。

2 発注型式

ICT土工における関連工種とするため、ICT作業土工（床掘）単独での発注は行わない。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第10 ICT活用工事（付帯構造物設置工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における付帯構造物設置工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（付帯構造物設置工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（付帯構造物設置工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次に該当する種別（工種体系ツリーにおけるレベル3種別）とする。

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）
- ・コンクリートブロック工（間知ブロック張）
- ・コンクリートブロック工（平ブロック張）
- ・コンクリートブロック工（連節ブロック張）
- ・コンクリートブロック工（緑化ブロック積）
- ・ブロック積擁壁工
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工
 - プレキャストU型側溝
 - L型側溝
 - 自由勾配側溝
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工
 - 縁石
 - アスカーブ
- ・基礎工（護岸）
 - 現場打基礎

プレキャスト基礎

- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

I C T土工及びI C T舗装工における関連施工工種とするため、I C T付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

3 I C T活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありI C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階のI C Tの活用に係る経費を「I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

従来基準による2次元の設計データを使用しI C T活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一

般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第11 ICT活用工事（法面工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における法面工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（法面工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（法面工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（法面工）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の表2に該当する種別及び細別（工種体系ツリーにおけるレベル3種別とレベル4細別）とする。

表 ICT活用工事の対象種別及び細別

レベル3 種別	レベル4 細別
植生工	種子散布 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付
法面吹付工	コンクリート吹付
吹付工	モルタル吹付
法枠工	現場打法枠 吹付枠

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

I C T活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

C I M推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、次の2(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 I C T活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「I C T活用工事（法面工）実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「I C T活用工事（法面工）実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「I C T活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてI C Tの活用（上記第11の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「I C T活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてI C Tの活用（上記第11の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありI C Tを活用（上記第11の1(1)ア）する場合、I C Tを活用する項目について、各段階のI C Tの活用に係る経費を「I C T活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありI C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階のI C Tの活用に係る経費を「I C T活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

- (ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。
- (イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。
- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第12 ICT活用工事（地盤改良工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における地盤改良工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（地盤改良工）とするが、次のイ、ウ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（地盤改良工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領 国土交通省」の1～3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の表3に該当する種別及び細別（工種体系ツリーにおけるレベル3種別とレベル4細別）とする。

表 ICT活用工事の対象種別及び細別

レベル3 種別	レベル4 細別
路床安定処理工 表層安定処理工	安定処理
固結工	中層混合処理 スラリー攪拌

イ 適用対象外

従来施工において、地盤改良工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、次の2(2)、(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第12の1(1)ウ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第12の1(1)ウ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第12の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第13 ICT活用工事（舗装工（修繕工））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における舗装工（修繕工）

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（舗装工（修繕工））とするが、次のイ及びオの段階で活用を必須とし、ウ及びエの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（舗装工（修繕工））とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

エ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領 国土交通省」の1～3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「舗装工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の表に該当する工種及び種別（工種体系ツリーにおけるレベル2工種とレベル3種別）とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別
道路維持 道路修繕 橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工

イ 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、次の2(2)、(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

舗装面積 2,000m² 以上の工事を原則、受注者希望型とする。

なお、次の 2 (3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

舗装面積 2,000m² 未満の工事を原則、受注者希望型とする。

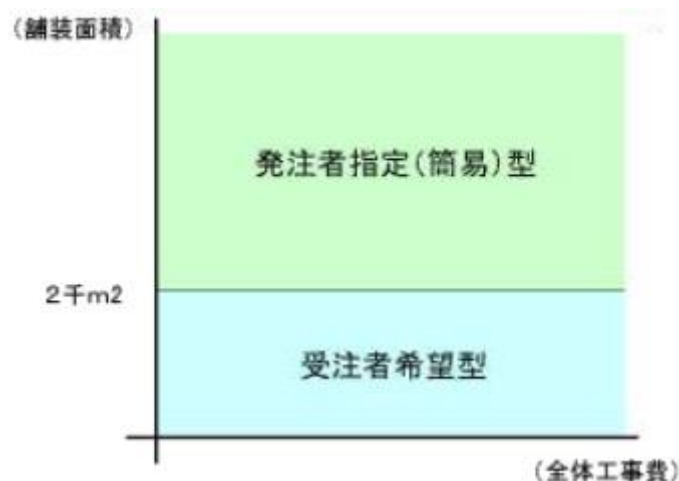


図 発注型式イメージ（舗装工（修繕工））

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第13の1(1)ウ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第13の1(1)ア、ウ、エ）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを

活用する項目について、各段階のＩＣＴの活用に係る経費を「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による２次元の設計データを使用しＩＣＴ活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において３次元起工測量及び３次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第14 ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における構造物工（橋梁上部）

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（構造物工（橋梁上部））とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「橋梁上部工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル1工種）とする。

(ア) 鋼橋上部

(イ) コンクリート橋上部

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用しない工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおり積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、ICTの活用（上記第14の1(1)ア及びイ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおり積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第14の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用（上記第14の1(1)ア及びイ）に係る経費を設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る（上記第14の1(1)ア及びイ）に係る経費を設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

構造物工（橋梁上部）における、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

第15 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における構造物工（橋脚・橋台）

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル2工種）とする。

(ア) 橋台工

・橋台躯体工

(イ) RC橋脚工

・橋脚躯体工

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用しない工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第15の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第15の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第15の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工

事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

- (イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。
- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、現場管理費及び一般管理費等の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第16 ICT活用工事（擁壁工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における擁壁工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（擁壁工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（擁壁工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（擁壁工）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（擁壁工）の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル2工種）とする。

擁壁工

- ・補強土（テールアルメ）壁工法
- ・多数アンカー補強土壁工法
- ・ジオテキスタイル補強土壁
- ・現場打擁壁工
- ・プレキャスト擁壁工

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（擁壁工）の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用しない工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（擁壁工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（擁壁工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第16の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第16の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第16の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

- (イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。
- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第17 ICT活用工事（基礎工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における基礎工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（擁壁工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須としアの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（基礎工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（基礎工）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（基礎工）の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)、(ウ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル3工種）とする。

(ア) 矢板工

(イ) 既製杭工

(ウ) 場所打杭工

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（基礎工）の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用する工事を発注者指定型とする。

なお、CIM推進モデル業務を実施した成果（3次元設計データ等）を使用しない工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

発注者は発注者指定型を除く全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（基礎工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（基礎工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第17の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第17の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第17の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

- (ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

- (イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。
- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
- 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第18 ICT活用工事（港湾浚渫工） ※港湾請負工事積算基準適用工事に限る

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における港湾浚渫工

ICT活用工事（港湾浚渫工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICTを全面的に活用する工事である。なお、受注者希望型を基本とし、簡易型ICT活用工事の実施を可能しないものとする。

【施工プロセスの各段階】

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元数量計算
- ウ ICTを活用した施工※
- エ 3次元出来形管理
- オ 3次元データの納品

※ICTを活用した施工とは、施工箇所をリアルタイムで可視化する技術である。

(2) ICT施工技術の具体的内容

- ア 3次元起工測量
起工測量（深浅測量）において、「マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき、マルチビーム測深システムを用いた深浅測量を行う。
- イ 3次元数量計算
アで得られた測量データを用いて、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づいて、数量計算を行う。
- ウ ICTを活用した施工
アで得られた測量データを用いて、施工箇所を可視化し、施工する。
- エ 3次元出来形管理
浚渫工が完了した後、「3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づいて、出来形管理を行う。
- オ 3次元データの納品
エによる3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

(3) ICT活用工事の対象工事

対象工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル4）とする。

- ・ポンプ浚渫
- ・グラブ浚渫
- ・硬土盤浚渫
- ・砕岩浚渫
- ・バックホウ浚渫

2 発注型式

(1) 受注者希望型

発注者は全ての工事を受注者希望型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事を実施した場合、国土交通省から発出されている請負工事監督・検査事務処理要領等に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

ア 3次元起工測量及び3次元設計データ作成

ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、設計データの3次元化にかかる経費については「ICT活用工事積算要領（浚渫工編（国土交通省）」に基づき、その他工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

イ 設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき、その他工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

ウ ICT活用機器及びデータの取扱い

ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また施工に必要なICT活用施工データは、受注者が作成するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について係る経費を「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和**6年4月1**から施行する。
- 2 令和6年6月1日改正については、令和**6年6月1日**から施行する。

（経過措置）

- 1 この要領の施行の際現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。
- 2 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が発注する建設工事及び業務に適用する。
- 3 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する契約については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要領等をこの要領とみなして適用する。
- 4 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

稼働実績報告書

工 事 名	:	
工 事 場 所	:	
工 期	:	

【細別区分】

細 別 :

【施工条件区分】

土 質	:	
施 工 方 法	:	
障 害 の 有 無	:	
施 工 数 量	:	

別記様式 1

注)

1. 細別区分及び施工条件区分毎に様式を作成。細別区分及び施工条件区分について、該当する項目をセルのリストから選択。
2. 各日にICT建機、通常建機の稼働台数を記入。
3. 稼働状況については次の方法、または、監督職員と協議のうえ定めた、その他の方法により確認を行うこと。
 - ・ICT建機、通常建機の稼働前点検の記録や工事日誌の写しの提出による確認。
 - ・ICT建機については、施工履歴の提出による確認に代えることができる。

	延べ台数(合計)	割合
ICT建機	0	
通常建機	0	

月	〇月																															延べ 使用 台数	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
ICT機械																																	0
建設機械																																	0

月	〇月																															延べ 使用 台数	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	台数
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
ICT建機																																	0
通常建機																																	0

月	〇月																															延べ 使用 台数
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ICT機械																																0
通常機械																																0